

# 一般質問通告書

多可町議会議長 河崎 一 様 様

多可町議会議員 大 山 由 郎



平成26年 3月 3日

受領

午前

8時30分

## 質問の項目及び要旨

答弁を求めるもの

「障害者差別禁止条例」制定に取り組み

町 長

「障害者総合支援法」が平成25年4月1日に施行されています。この法律は、平成24年3月に閣法として閣議決定され、同年4月に衆議院にて修正・可決、同年6月に参議院にて可決・成立、同月27日に公布され、平成25年4月1日に施行されました。本法律は、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とすると共に、障がい者の定義に難病等を追加し、平成26年4月1日より重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームへの一元化などが実施されます。例えば、障害者手帳を持っていない難病患者も4月から、居宅介護や補装具などが利用でき、重症筋無力症を含む130疾患の難病患者への対象拡大は、障害者総合支援法の一番の特徴でありながら、当事者にあまり知られていないように思います。厚労省の説明が、都道府県に対して2月12日。その後、市区町村へは、注意事項などを説明しなければならず、体制の整備が大変な事はよく理解できますが、行政は早急に責任を持って、周知徹底をすべきです。

「初の障害者差別禁止条例、千葉県で成立」平成18年10月12日付の新聞記事の見出しです。障がいのある人も無い人も、誰もがお互いの立場を尊重し合い支え合いながら、安心して暮らす事の社会づくりを目指す「障害のある人も無い人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」（障害者差別禁止条例）が、平成18年10月11日成立し、平成19年7月1日に施行されました。当時の堂本知事は「条例の成立はゴールではなくスタートだ、議論を止めるのではなく深めるべき」と述べました。成立した条例は、前文および第一章（総則）、第二章（差別の事案の解決）、第三章（推進会議）、第四章（理解を広げるための施策）、第五章（雑則）の構成で、36条からなり、障がい者に対する差別の定義を初めて明文化するなど先進的なものとなっており、後に鳥取県の「鳥取県手話言語条例」、長崎県の「障害のある人も無い人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」、八王子市の「障害のある人も無い人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例」、さいたま市の「誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」など、全国の各県、各市で「障害者差別禁止条例」等が、その地域の実情に合った条例が整備されています。多可町も、多可町の実情に合った「障害者差別禁止条例」制定を推進すべきです。

○障害者総合支援法の周知徹底を

○多可町の実情に合った障害者差別禁止条例の推進を